

制限付一般競争入札(総合評価落札方式 特別簡易型)の実施について

那覇市長 翁長 雄志

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2、那覇市制限付一般競争入札実施要綱(以下「要綱」という。)第1条及び那覇市建設工事競争入札に係る総合評価落札方式(特別簡易型)試行実施要領(以下「要領」という。)第1条の規定に基づき、制限付一般競争入札を総合評価落札方式で実施する。よって、施行令第167条の6、那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)第13条、要綱第5条及び要領第7条の規定に基づき、次のとおり公告する。

本工事の入札は郵便入札(事後審査方式)で実施する。なお、設計図書及び提出書類様式等については情報公開システムにて配布する。

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名	那覇市新庁舎建設工事(太陽光発電)
(2) 契約番号	工事第102号
(3) 業 種	電気
(4) 場 所	那覇市泉崎1丁目1番1号 外
(5) 工 期	平成24年12月28日まで
(6) 概 要	
① 目的	老朽化した市役所庁舎の建て替え
② 規模等	延床面積 38,656㎡
③ 構造形式	RC造、地上12階／地下2階／塔屋階
④ 工種	太陽光発電設備工事 一式
⑤ 工事概要	7階及び屋上塔屋階へ計20kW相当の太陽光パネルを設置する工事
(7) 予定価格	23,790,000円(消費税抜き)
(8) 最低制限価格	予定価格の7/10から9/10までの範囲で設定し、開札後公表。 ※ 詳しくは、入札公告等ファイル「格付・要綱等」中の「最低制限価格の基準について」参照。

2 入札参加資格要件 ※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において電気の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。
(4)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され建設業者格付名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4)に該当するものを除く。)
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請け業者も同様とする。)

(7)	那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程第7条に規定する建設業者格付名簿に電気工事業者として登録されている者であること。
(8)	開札日を基準日とし過去1年間に、那覇市工事成績評定要領第8に規定する工事成績評定通知で、電気工事の評定点が60点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	平成23・24年度の電気の格付が、B等級(ランク)の者であること。 ※業者格付けについては、入札公告等ファイル「格付・要綱等」中の「平成23・24年度格付(電気)」を参照。
(10)	主任技術者： 請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり2級電気工事施工管理技士以上の資格を有する者を開札日において専任で配置できること。 なお、請負代金の額が、2,500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合は5,000万円)以上の場合には、営業所の専任技術者は、主任技術者又は監理技術者になれない。 現場代理人： 請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり工事現場に常駐で配置できること。 (但し、現場の状況に応じて常駐を一部緩和できる。) 現場代理人は主任技術者を兼ねることができる。営業所の専任技術者は現場代理人になれない。 ※ 恒常的な雇用関係とは、配達指定日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることが必要。
(11)	開札日において電気工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
(12)	那覇市に本店がある者であること。

3 落札制限

(1)	同一現場での落札は1件のみ。〔那覇市新庁舎建設関連工事で那覇市上下水道局発注工事を含む手持ち工事(JV構成員を含む)がある場合は、本案件を落札することはできない。〕
(2)	開札日以前1か月以内に、那覇市又は那覇市上下水道局で落札した案件(JV構成員を含む)がある場合は、本案件を落札することはできない。
(3)	本案件を落札後、1か月以内は那覇市及び那覇市上下水道局の発注する他の案件(JV構成員を含む)を落札することはできない。
(4)	指名競争入札では、制限付一般競争入札で落札した工事を手持ち工事としてみなす。
(5)	複数の案件で落札候補者等になった場合には、先に開札された案件が優先される。(落札案件を選ぶことはできない。)
(6)	開札日に、那覇市及び那覇市上下水道局の同種手持ち電気工事(JV構成員を含む)で、出来高が50%以上でなければ、落札することができない。また、債務負担による複数年度にまたがる工事(JV構成員を含む)は、全体の出来高が50%以上でなければ、落札することができない。

4 設計図書等閲覧申請、質問及び回答

設計図書等閲覧申請書の提出	設計図書等は、入札情報公開システム上で公開する。 設計図書等閲覧申請書の受付期限： 平成24年1月23日(月)12時まで 設計図書等を閲覧するには、設計図書閲覧申請書に必要事項を記入の上、Eメールに添付して下記アドレスあて送付すること。申請があった業者のうち、入札参加資格要件に該当する格付等級業者にのみ閲覧に必要なパスワードをEメールで通知する。 申請アドレス t-kensa001@neo.city.naha.okinawa.jp ※ 申請書は、入札公告等ファイル「設計図書閲覧申請書」よりダウンロードすること。
閲覧期間	閲覧期間： 平成24年1月17日(火)10時～平成24年1月23日(月)17時まで ※ 上記期間を過ぎると、設計図書の閲覧はできない。(再公表も行わない。) ※ パソコントラブル等により設計図書等がダウンロードできない場合には、上記閲覧期間内に下記担当へ連絡すること。 ●連絡先： 契約検査課 我喜屋 綾子 TEL:951-3253 ※ 注意事項 上記閲覧期間内に設計図書閲覧申請及び閲覧(ダウンロード)がなければ、入札に参加することができない。
質問期間及び方法	質問期間： 平成24年1月20日(金)9時～平成24年1月25日(水)17時まで 質問書は、FAXで提出すること。(質問がない場合は不要) ※ 発注図書ファイルに掲載された「質問書」を使用すること。 ●提出先： 新庁舎建設室 儀間 一成 FAX: 862-9352
回答期限及び方法	回答期限： 平成24年1月27日(金)17時 ※ 「質問及び回答」は、発注図書ファイルに掲載する。

5 入札の方法

入札方法	郵便入札 (一般書留・配達証明・配達日指定郵便の全てを指定し郵送すること)
提出書類 (発注図書ファイルに掲載された様式を使用すること)	(1) 子封筒Aに入れる書類・・・入札書等一式 ① 入札書 ② 工事費等内訳書 ※発注図書ファイル「入札書等」の様式を使用すること。
	(2) 子封筒Bに入れる書類・・・総合評価に係る確認資料等一式 ① 確認資料等提出書 ② 別表 「評価基準表」 ③ 様式1 「企業の施工実績確認書」 ④ 様式2 「企業の工事成績確認書」 ⑤ 様式3 「優秀(良)工事表彰確認書」 ⑥ 様式4 「配置予定技術者の施工実績確認書」 ⑦ 様式5 「地域貢献活動及びISO等認証取得確認書」 ⑧ 様式6 「那覇市での本店所在期間確認書」 ※上記①～⑧に係る関係添付書類を含む。 ※発注図書ファイル「総合評価に係る確認資料等」の様式を使用すること。
	(3) 子封筒Cに入れる書類・・・入札参加資格審査用書類一式 ① 入札参加資格審査申請書 ② 最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し ③ 建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し ④ 専任配置予定技術者 ⑤ 専任配置予定技術者の手持工事の状況 ⑥ 企業の手持工事の状況 ※ 上記①～⑥に係る関係添付書類を含む。 ※ 発注図書ファイル「入札参加資格審査書類」の様式を使用すること。
封 筒	※ 発注図書ファイル「封筒作成例」参照 ※ 封筒には、封筒作成例のとおり、「開札日時・契約番号・対象工事等名・業者番号・商号又は名称・電話番号・FAX番号・担当者名」を記載すること。
配達指定日	平成24年2月3日(金) ※ 配達日を指定するためには、配達指定日の2日前(土日、祝日を除く)までに郵便局での手続が必要である。なお、手続さする郵便局によっては、配達指定日まで3日以上かかる場合もあるため、事前に手続き予定の郵便局で確認すること。 ※注意事項 配達指定日以外の日に届いた上記入札書等の提出書類は受理しないものとする。 なお、入札書等が受理された場合、開札前・後を問わず辞退できない。 例えば、当初の配置予定技術者が、国・県・他市町村の受注工事に配置することになったために本市へ配置できないこと等を理由とする辞退はできない。これに反するときは、指名停止等の措置を受けるので十分注意すること。
宛 先	〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 5階 那覇市役所 新都心銘苅庁舎 都市計画部 契約検査課

6 入札書の不受理・無効

那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得第13、14条参照。
那覇市建設工事競争入札に係る総合評価落札方式(特別簡易型) 試行実施要領第8、11条参照

7 開札及び落札保留

開札日時	平成24年2月7日(火) 11時00分
開札場所	新都心銘苅庁舎 5階 入札室
落札者の保留	開札後に総合評価の技術審査及び入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

8 総合評価及び落札者の決定

本工事の総合評価は、企業の技術力と価格を総合的に評価し、かつ入札参加資格審査の事後審査により、落札者を決定する。 入札金額が予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者で入札参加資格要件を満たしていることを確認できた場合は、その者を落札者として決定する。ただし、入札参加資格の不適合者であった場合は、評価値の高い次順位の者から順次当該審査を行い、その適格者を落札者とする。なお、落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する(くじ引きの日時・場所は該当者へ通知する)。 評価項目は、①企業の施工能力、②配置予定技術者の能力、③地域貢献、④その他とする。 ※発注図書ファイル「評価基準表」を参照。 評価方法(評価値の算出)については下記のとおりとする。 ① 評価点 = 標準点(100点)＋加算点 ② 評価値 = 評価点 / 入札価格 (単位:千万円) ※「那覇市建設工事競争入札に係る総合評価落札方式(特別簡易型)試行実施要領」を参照。	
落札者決定予定日	平成24年2月21日(火)

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上。
前 金 払	適用する。契約金額の10分の4以内とする。ただし、中間前金払制度適用(請負金額が1,000万円以上かつ工期が120日以上工事)の場合は、中間前払金は契約金額の10分の2以内とし、前払金の合計額は契約金額の10分の6以内とする。なお、部分払の支払を受けた後は、中間前金払の請求はできない。
部 分 払	適用する。那覇市契約規則第42条の規定回数の範囲内。

10 その他

入札情報公開システムの入口・・・那覇市公共工事電子入札システムのホームページ http://www.city.naha.okinawa.jp/online/kojinyusatu/
入札情報公開システムより「発注情報の検索」で本案件を検索する際には、「発注情報検索」画面で、入札方式の中から「一般競争入札(入札後資格確認型)」を選択し検索ボタンを押すことで、本案件の検索がスムーズにできる。
入札情報公開システムの操作方法については、那覇市公共工事電子入札システムのホームページで公開されている「入札情報公開システム操作マニュアル」を参照し、それでも不明の場合には、電子入札統合ヘルプデスクへ問い合わせること。
提出された書類は返却しない。
非落札者は、所定の手続により非落札理由の説明を求めることができる。 那覇市建設工事競争入札に係る総合評価落札方式(特別簡易型) 試行実施要領第16条参照。
台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページで掲載する。

11 問い合わせ先

この公告・入札・開札・契約に関すること 那覇市役所 都市計画部 契約検査課 担当者: 我喜屋 綾子 TEL: 951-3253 FAX: 951-3254
設計図書の内容に関すること 那覇市役所 総務部 新庁舎建設室 担当者: 儀間 一成 TEL: 862-4260 FAX: 862-9352
入札情報公開システムの操作方法に関すること ※問い合わせ前には、那覇市公共工事電子入札システムのホームページで公開されている「入札情報公開システム操作マニュアル」や「よくある質問と回答」を読むこと。 電子入札統合ヘルプデスク 電話 (0570)021-777 (平日 9:00-12:00 13:00-17:30) E-mail :sys-e-cydeenasphelp.rx@hitachi-systems.com